

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-264)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

規 則

○北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則..... (農業経済課) 211

告 示

○北海道公債の償還 (縁故債) (財政課) 212

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請..... (生活振興課) 213

○一般競争入札の実施..... (高齢者保健福祉課) 214

○と畜場番号の指定の一部改正..... (食品衛生課) 214

○生活保護法による医療機関の指定..... (保護課) 215

○生活保護法による指定医療機関等の変更 (廃止、再開) の届出..... (保護課) 215

○生活保護法による施術機関の指定..... (保護課) 216

○肥料の登録の有効期間の更新..... (農業改良課) 216

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (土地改良指導課) 216

○道営土地改良事業計画の決定..... (土地改良指導課) 217

○道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課) 217

○道営土地改良事業の工事の完了..... (土地改良指導課) 217

○平成15年度北海道林業改良指導員資格試験の実施..... (森林活用課) 217

○小型機船底びき網漁業 (手繰第2種「えびけた網漁業」) の許可又は起業の認可の申請期間..... (漁業管理課) 218

○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課) 218

○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課) 219

○公有水面の埋立ての免許..... (河川課) 219

○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可..... (砂防災害課) 220

○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 (物品管理課) 221

公 表

○知事表彰の受賞者..... (人事課) 221

支 庁 告 示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了..... 221

○平成15年度種馬鈴しょ集荷販売業者の登録..... 221

支 庁 公 告

○公募型プロポーザルの実施..... 222

道 帯 広 土 木 現 業 所 告 示

○一般競争入札の実施..... 222

道 警 察 本 部 告 示

○一般競争入札の実施に関する公告..... 223

○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2 件) 224

○一般競争入札の実施に関する公告..... 225

公 布 さ れ た 規 則 の あ ら ま し

北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則 (規則第82号)

1 趣旨及び内容

中山間地域活性化資金について、貸付利率及び利子補給率を改定することとするため、この規則を制定することとした。

2 施行期日等

この規則は、公布の日から施行し、平成15年5月23日以後の利子補給承認分から適用することとした。

規 則

北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年7月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第82号

北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道中山間地域活性化資金利子補給規則 (平成3年北海道規則第102号) の一部を次のように改正する。

別表 (備考以外の部分に限る。) を次のように改める。

別表 (第2条、第4条関係)

償 還 期 間	貸 付 対 象 者	貸 付 利 率	利 子 補 給 率	
			第2条第3項第1号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	第2条第3項第2号から第4号までに掲げる融資機関が貸し付

					ける場合
9年以内	大企業		年1.2パーセント以内	年0.75パーセント	年0.15パーセント
	中小企業等	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年0.7パーセント以内	年1.25パーセント	年0.65パーセント
		貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年0.95パーセント以内	年1.0パーセント	年0.4パーセント
9年を超え11年以内	大企業		年1.3パーセント以内	年0.65パーセント	年0.05パーセント
	中小企業等	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年0.8パーセント以内	年1.15パーセント	年0.55パーセント
		貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年1.05パーセント以内	年0.9パーセント	年0.3パーセント
11年を超え14年以内	大企業		年1.4パーセント以内	年0.55パーセント	—
	中小企業等	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年0.9パーセント以内	年1.05パーセント	年0.45パーセント
		貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年1.15パーセント以内	年0.8パーセント	年0.2パーセント
14年を超え15年以内	大企業		年1.5パーセント以内	年0.45パーセント	—
	中小企業等	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年1.0パーセント以内	年0.95パーセント	年0.35パーセント
		貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年1.25パーセント以内	年0.7パーセント	年0.1パーセント
附 則					
1 この規則は、公布の日から施行する。					
2 この規則による改正後の北海道中山間地域活性化資金利子補給規則別表の規定は、平成					

15年5月23日以後に利子補給についての知事の承認を受けた中山間地域活性化資金について適用する。					
告			示		
北海道告示第1291号					
北海道公債の平成15年8月20日定時償還に係る抽せんの結果、元金を次のとおり償還する。 平成15年7月25日					
北海道知事 高 橋 はるみ					
1 当せんした証書の番号等					
銘	柄	償 還 金 額	当 せ ん し た 証 書 の 番 号 等		
			10 万 円 券	100 万円 券	1,000 万円 券
北海道第21回 1 号公債	9 億円		621～ 640	559～ 576	869～ 896
			1441～1460	1297～1314	2017～2044
			1941～1960	1747～1764	2717～2744
北海道第21回 2 号公債	10億2,000万円		541～ 560	757～ 784	838～ 868
			901～ 920	1261～1288	1396～1426
			1701～1720	2381～2408	2636～2666
北海道第21回 3 号公債	9 億円		421～ 440	379～ 396	589～ 616
			1021～1040	919～ 936	1429～1456
			1521～1540	1369～1386	2129～2156
北海道第21回 4 号公債	6 億6,000万円		61～ 70	55～ 63	127～ 147
			401～ 410	361～ 369	841～ 861
			661～ 670	595～ 603	1387～1407
北海道第21回 5 号公債	8 億4,000万円		-	231～ 240	622～ 648
				461～ 470	1243～1269
				871～ 880	2350～2376
北海道第22回 1 号公債	9 億円		61～ 70	55～ 63	175～ 203
			221～ 230	199～ 207	639～ 667
			721～ 730	649～ 657	2089～2117
北海道第22回 2 号公債	9 億円		261～ 280	235～ 252	755～ 812
			831～ 840	748～ 756	2408～2436
			471～ 480	424～ 432	1364～1392
北海道第22回 3 号公債	9 億円		801～ 810	721～ 729	2321～2349
			881～ 890	793～ 801	2553～2581
			361～ 380	505～ 532	577～ 608
北海道第22回 4 号公債	10億5,000万円		1861～1880	2605～2632	2977～3008
			1941～1960	2717～2744	3105～3136

北海道第22回 5 号公債	10億5,000万円	191～ 210 711～ 730 1051～1070	232～ 259 960～ 987 1436～1463	291～ 322 1123～1154 1667～1698	2(1) 申請のあった年月日	平成15年 5月28日
北海道第22回 6 号公債	7 億5,000万円	-	-	501～ 525 1826～1850 2451～2475	(2) 特定非営利活動法人の名称	札幌微助人倶楽部
北海道第22回 7 号公債	9 億3,000万円	451～ 460 581～ 590 611～ 620	856～ 874 1103～1121 1160～1178	1306～1334 1683～1711 1770～1798	(3) 代表者の氏名	安藤 義宣
北海道第22回 8 号公債	6 億6,000万円	-	-	595～ 616 1123～1144 1431～1452	(4) 主たる事務所の所在地	札幌市中央区北 1 条東 1 丁目 明治生命ビル 8 F
2 支払場所	指定支払場所				(5) 定款に記載された目的	この法人は、助け合いの精神に基づき、誰もが健康で安心して暮らしてゆくことができるよう、在宅福祉サービスや家事手伝い等の提供を行い、もって活力ある長寿社会の建設と、福祉の増進に寄与することを目的とする。
3 償還期日	平成15年 8月20日				3(1) 申請のあった年月日	平成15年 5月29日
北海道告示第1292号					(2) 特定非営利活動法人の名称	北海道ツーリズム協会
特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 3 項の規定により、次のとおり定款の変更（札幌市精神障害者家族連合会及び夢の木オホーツクにあっては特定非営利活動に係る事業に関する変更、札幌微助人倶楽部、北海道ツーリズム協会及びかしわのもりにおいて役員に関する事項の変更、札幌歩こう会にあっては社員資格の得喪に関する事項の変更）の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定により公告する。					(3) 代表者の氏名	中野 一成
平成15年 7月25日					(4) 主たる事務所の所在地	河東郡鹿追町瓜幕東 2 丁目 9 番地
北海道知事 高 橋 はるみ					(5) 定款に記載された目的	この法人は、鹿追町及び北海道における地域づくりを中心とした体験・交流型観光など、ツーリズムのあり方の研究・開発を行うとともに、ツーリズムの担い手・地域づくりの担い手を育成する事業を行い、もって鹿追町及び北海道の農山村の活性化・地域の文化の創造に寄与することを目的とする。
1(1) 申請のあった年月日	平成15年 5月28日				4(1) 申請のあった年月日	平成15年 5月30日
(2) 特定非営利活動法人の名称	札幌市精神障害者家族連合会				(2) 特定非営利活動法人の名称	札幌歩こう会
(3) 代表者の氏名	水口 祥次				(3) 代表者の氏名	齋藤 雅郎
(4) 主たる事務所の所在地	札幌市中央区北 1 条西 9 丁目 1 番 5 号 リンケージプラザ 4 F				(4) 主たる事務所の所在地	札幌市中央区南11条西 1 丁目 3 番17 - 106号
(5) 定款に記載された目的	この法人は、精神障害者の社会復帰の促進や精神障害者を抱える家族に対する必要な相談指導を行うとともに、精神保健福祉思想の普及啓発を図ることにより、札幌市内の精神障害者及びその家族の福祉の増進並びに市民の精神的健康の保持増進に寄与することを目的とする。				(5) 定款に記載された目的	札幌歩会は、一般の人々に対して、歩こう運動に関する啓発及び研修、健康増進、環境保全等の事業を行い、広く自然に親しみながら心身の健康、環境の美化等を図り、もって健康で明るい社会づくりに寄与することを目的とする。
					5(1) 申請のあった年月日	平成15年 5月30日
					(2) 特定非営利活動法人の名称	夢の樹オホーツク
					(3) 代表者の氏名	小瀬 敏幸、後藤田生子
					(4) 主たる事務所の所在地	網走市字呼人351番地の31

- (5) 定款に記載された目的 この法人は、地域における子ども・保護者・障がい者（児）・高齢者など地域住民に対しての生活支援、交流促進などに関する事業を行い、ジェンダーフリー及びユニバーサルデザインの視点から、誰もが暮らしやすい社会の実現に寄与することを目的とする。

- 6(1) 申請のあった年月日 平成15年6月5日
(2) 特定非営利活動法人の名称 かしわのもり
(3) 代表者の氏名 松山 雅一
(4) 主たる事務所の所在地 河東郡鹿追町南町1丁目4番地4
(5) 定款に記載された目的 この法人は、地域で生活する方々に対して、介護サービス及び生活の中から生まれた声を反映させたサービスの提供を通じた地域の活性化を目指す。

北海道告示第1293号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年7月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) ア 入札をする物品等の名称 フォトスタンド1個当たりの単価
イ 数量 514個
(2) 購入をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 契約期間 契約の日から平成15年9月1日
(4) 納入場所 14支庁

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部高齢者保健福祉課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館西棟5階会議室10号
(2) 入札日時 平成15年8月5日（火）午前10時
(3) 開札場所 (1)に同じ。
(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求の時に加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名称 北海道保健福祉部高齢者保健福祉課
イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 669
(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
(5) この入札の執行は、公開する。
(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1294号

平成11年北海道告示第814号（と畜場番号の指定）の一部を次のように改正する。

平成15年7月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

中標津保健所の項を削除する。

北海道告示第1295号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成15年7月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

名 称 又 は 氏 名	所 在 地 又 は 住 所	指 定 年 月 日
医療法人社団 函館敬愛会 好和会クリニック	函館市西桔梗町246番地129号	平成15. 4. 1
石 崎 小 児 科 医 院	同 湯川町1丁目17 - 19	同 15. 5. 1
梅 ケ 枝 内 科 小 児 科 医 院	小樽市梅ヶ枝町1 - 3	同 15. 3. 1
医療法人社団山田緑ヶ岡クリニック	釧路市緑ヶ岡6丁目16番19号	同 15. 4. 1
さい 内 科 ク リ ニ ッ ク	同 昭和中央3丁目21番11号	同 15. 6. 1
医療法人社団 明眸会 カケハシ眼科内科	同 共栄大通9丁目2番7号	同 15. 4. 1
医療法人社団エタニティ芦野クリニック	同 芦野2 - 1 - 8	同
大 田 原 医 院	北見市北4条西1丁目11番地	同 15. 4. 29
医療法人社団にしん内科クリニック	苫小牧市日新町2丁目6番43号	同 15. 5. 1
医療法人社団養生館 青葉病院	同 青葉町2丁目9番19号	同 15. 6. 1
プリモウイメンズクリニック	江別市元町21番地の9	同 15. 7. 1
くみたこどもクリニック	千歳市信濃2丁目2番1号	同 15. 5. 16
医療法人社団 宮町脳神経外科クリニック	登別市新生町1丁目26番地20	同 15. 5. 1
訪問看護ステーションのぼぼん	士別市東4条1丁目19番地	同 15. 3. 29
医療法人豊慈会訪問看護ステーション ホームケア ともしび	釧路市武佐2丁目35番38号	同 15. 4. 1
いしがき 歯 科 ク リ ニ ッ ク	帯広市西18条北1丁目30 ピアザフクハラ西18条店内	同 14. 9. 15
た ち ば な 歯 科 医 院	帯広市東3条南6丁目2番1	同 15. 5. 1
医療法人社団白水会ふじみ歯科医院	岩見沢市上幌向南1条3丁目1276	同 15. 6. 1
高 砂 歯 科 診 療 所	江別市上江別464 - 1	同 15. 6. 2
フ ォ ー ク 歯 科	同 東野幌本町20 - 1番地 グリーンプラザ2 F	同 15. 6. 1
ほんま歯科小児歯科クリニック	常呂郡端野町字3区477番地2	同 15. 5. 1

ひ ま わ り 歯 科 医 院	勇払郡追分町本町5丁目62 - 2	同 15. 6. 1
医療法人社団 高橋歯科小児歯科クリニック	中川郡幕別町札内北町21 - 18	同 15. 5. 1
シ ョ ウ ワ 調 剤 薬 局	函館市昭和1丁目29番7号 昭和タウンプラザA館2 F	同 15. 7. 1
セントラル薬局 昭和店	釧路市昭和中央3丁目21番13号	同 15. 6. 1
ポ プ ラ 薬 局 青 葉 店	苫小牧市青葉町2丁目9番18号	同 15. 5. 15
タ カ ダ 薬 局 宮 前 店	同 宮前町2丁目33番5号	同 15. 6. 1
ク リ オ ネ 新 富 薬 局	千歳市新富3丁目13番9号	同 15. 7. 1
も り か わ 町 薬 局	茅部郡森町字森川町99番地	同 15. 6. 2
プラム薬局 南幌みどり野店	空知郡南幌町栄町1丁目1 - 24	同 15. 7. 1

北海道告示第1296号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関等から次のとおり届出があった。

平成15年7月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

名 称 又 は 氏 名	所 在 地 又 は 住 所	届 出 の 内 容
三 上 産 婦 人 科 医 院	函館市日吉町1丁目19番5号	平成15. 5. 31 廃止
稲 城 皮 膚 科	同 亀田町17 - 30	同
石 崎 小 児 科 医 院	同 湯川町1丁目17 - 19	同 15. 4. 10 同
芹 沢 医 院	同 大手町13の8	同 15. 5. 30 同
好 和 会 ク リ ニ ッ ク	同 西桔梗町246番129号	同 15. 3. 31 同
本 間 内 科 小 児 科 医 院	小樽市稲穂4丁目15番9号	同 15. 5. 31 同
石 突 医 院	室蘭市本輪西町1丁目3番4号	同 13. 10. 31 同
芦野内科耳鼻科クリニック	釧路市芦野2 - 1 - 8	同 15. 3. 31 同
緑ヶ岡クリニック	同 緑ヶ岡6丁目16番19号	同
カ ケ ハ シ 眼 科 内 科	同 共栄大通9丁目2番7号	同
内科・小児科・大田原医院	北見市北4条西1丁目11番地	同 15. 4. 28 同
にしん内科クリニック	苫小牧市日新町2丁目6 - 43	同 15. 4. 30 同
山 崎 医 院	千歳市幸町5丁目10番地	同
宮町脳神経外科クリニック	登別市新生町1丁目26番地20	同
医療法人社団もり内科クリニック	北広島市中央5丁目7番地1	同 15. 5. 26 同
山 本 整 形 外 科	紋別郡湧別町字錦255番地	同 15. 3. 31 同

池 下 医 院	河東郡音更町木野東通4丁目7番地	平成15. 6.30	廃止
医療法人豊慈会訪問看護ステーションホームケアわかくさ	釧路市武佐2丁目35番38号	同 15. 3.31	同
社会福祉法人函館共愛会 共愛会病院	函館市中島町7番21号	同 15. 4. 1	再開
たちばなデンタルクリニック	帯広市東8条南8丁目9番地	同 15. 4.30	廃止
高橋歯科小児歯科クリニック	中川郡幕別町札内北町21-18	同	
わかくさ薬局函館店	函館市港町1丁目12番30号	同	
イリス薬局恵庭店	恵庭市末広町129番地5	同 15. 5. 3	同
医療法人社団内科・小児科高橋医院	小樽市塩谷2丁目17-13	同 15. 4.28	
(変更前)医療法人社団内科・小児科高橋医院		変更(名称)	
(変更後)医療法人社団消化器科・内科高橋医院			

北海道告示第1297号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、

医療扶助のための施術を担当する施術機関を次のとおり指定した。

平成15年7月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

名 称 又 は 氏 名	所 在 地 又 は 住 所	指 定 年 月 日
文 苑 は り き ゅ う 整 骨 院	釧路市文苑1丁目24-7	平成15. 6. 1
い し の 整 骨 院	帯広市西20条南4丁目20番地4	同 15. 7. 1
す え ひ ろ 鍼 灸 整 骨 院	千歳市末広5丁目2-3	同 15. 6.14
伊 藤 整 骨 院	樺戸郡浦臼町字浦臼内182番地の336	同 15. 6.10
まごころベルサービス恵庭営業所	恵庭市恵み野西1丁目7-5	同 15. 3. 1

北海道告示第1298号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成15年7月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					名 称	住 所	
北海道 第2120号	混合石灰肥料	1.0腐植酸苦土混合石灰質肥料	アルカリ分 47.0 く 苦性苦土 1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	北海道農材工業株式会社	札幌市北区北7条西6丁目1番地	平成18. 7.22
北海道 第2121号	同	5.0腐植酸苦土混合石灰質肥料	アルカリ分 50.0 く 苦性苦土 5.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	同	同	同

北海道告示第1299号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、音更町土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成15年7月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
退任	平成15. 6.28	理 事	山口 武敏	河東郡音更町新通11丁目7番地
同	同	同	浪波 弘	同 字高倉西7線72番地
同	同	同	藤井 勉	同 新通11丁目7番地

同	同	同	高瀬 博文	同	字東和西 1 線68番地
同	同	同	鈴木 義弥	同	字西中音更北17線14番地
同	同	同	小笠原 勝	同	字豊田東 2 線54番地
同	同	同	村瀬 寿夫	同	字下士幌北 6 線東41番地
同	同	同	高田 光夫	同	大通13丁目 5 番地 8
同	同	同	白木 勲	同	十勝川温泉南 4 丁目 1 番地26
同	同	監 事	中村 光雄	河東郡音更町	字東音更東 8 線23番地
同	同	同	中川 光雄	同	字万年東 1 線69番地
就任	同 15. 6.29	理 事	山口 武敏	同	新通11丁目 7 番地

就任	平成15. 6.29	理 事	浪波 弘	河東郡音更町字高倉西 7 線72番地
同	同	同	藤井 勉	同 新通11丁目 7 番地
同	同	同	鈴木 義彌	同 字西中音更北17線14番地
同	同	同	高田 光夫	同 大通13丁目 5 番地 8
同	同	同	岩城 茂樹	同 字東和東 1 線33番地
同	同	同	小笠原 勝	同 字豊田東 2 線54番地
同	同	同	村瀬 寿夫	同 字下士幌北 6 線東41番地
同	同	同	白木 勲	同 十勝川温泉南 4 丁目 1 番地26
同	同	監 事	中川 光雄	河東郡音更町字万年東 1 線69番地
同	同	同	河田 照幸	同 字東音更東 5 線50番地

北海道告示第1300号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により、道営土地改良（富良野南地区経営体育成基盤整備（区画整理、農業用用排水、暗きょ、客土））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成15年 7 月28日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年 7 月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第1301号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成15年 7 月28日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年 7 月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
仁 山	土地改良総合整備〔担い手育成型〕（農業用用排水、暗きょ）	北海道渡島支庁
新 城 北	農免農道整備	北海道空知支庁
ルルモッペ	中山間地域総合整備（農業用用排水、農道、ほ場整備、暗きょ）	北海道留萌支庁

北海道告示第1302号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）

第113条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成15年 7 月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	完 了 年 月 日
東 蕨 岱	ほ場整備〔担い手育成型〕（農業用用排水）	平成14.12.10
同	（区画整理）	同
同	（客土）	同 13. 5.25
同	（暗きょ）	同 14.12.10
川 南	土地改良総合整備〔担い手育成型〕（農業用用排水）	同 15. 3.14
同	（暗きょ）	同 14.12.20
中 島 松	（区画整理）	同 12.12.15
同	（客土）	同 13.11.20
同	（暗きょ）	同 14.11.29
釜 加	（農業用用排水）	同 13.12.10
同	（暗きょ）	同 14.11.29
新 湧	一般農道整備〔広域関連〕	同 14. 7.19
美原南 9 号	同	同 14.11.20
豊 畑	農免農道整備	同 15. 1.10
平 宇	一般農道整備（過疎基幹）	同 14.12.20

北海道告示第1303号

平成15年度北海道林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

平成15年 7 月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 試験期日及び試験時間 平成15年 9 月28日（日）午前 9 時30分から午後 5 時まで
- 試験地等
 - 試 験 地 札幌市
 - 試 験 場 所 受験票により通知する。
- 試験の方法
 - 筆 記 試 験 林業改良指導員として必要な林業に関する技術及び知識について行う。
ア 必須項目 林業一般に関する基礎的知識
イ 選択項目 森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械のうち、受験者の選択する 1 項目
 - 口 述 試 験 社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。
- 受験資格

次の(1)から(5)までのいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2に規定する大学（以下「短期大学」という。）を除く。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は当該課程を修める者のうち、試験の実施期日から起算して1年以内に卒業見込みのもの
- (2) 森林法施行令（昭和26年政令第276号）第10条の農林水産大臣の指定する教育機関（その入学資格が短期大学を卒業した者と同等以上の学力を有することとされているもので、その修業年限が2年以上であるものに限る。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は当該課程を修める者のうち試験の実施期日から起算して1年以内に卒業見込みのもの
- (3) 短期大学又は森林法施行令第10条の農林水産大臣の指定する教育機関（前号に規定する教育機関を除く。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、卒業後試験の実施期日までに、次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年以上に達するもの
ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）その他これと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育
イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導
- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後試験の実施期日までに、前号ア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が6年以上に達するもの
- (5) 前各号に掲げる者のほか、これらの者と同等以上の学歴及び経験を有すると知事が認めた者

5 受験資格者の認定

4の受験資格の(5)の認定を受けようとする者は、履歴書、受験資格認定申請書、4の(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の学歴及び経験を有することを証明する書類（最終学校卒業証明書及び履歴証明書）を添えて申請し、受験資格認定書の交付を受けてから受験願書を提出すること。

6 受験願書の受付期間、提出先及び添付書類

- (1) 受付期間 平成15年8月1日（金）から12日（火）まで（日曜日及び土曜日は除く。）とし、送付による場合は、12日までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。
- (2) 提出先 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道水産林務部森林環境室森林活用課

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 28 - 827

(3) 添付書類

ア 履歴書

イ 最終学校卒業証明書、卒業見込証明書、検定合格証明書又は受験資格認定書

ウ 4の受験資格の(3)又は(4)に該当する者にあつては、4の(3)のア又はイの職務に従事した期間について受験資格を有する者であることを証明する書類（履歴証明書）
再度受験者等で、受験資格を有することが確認済みの場合は、イ及びウの書類については、再提出不要

- (4) 写真（最近6月以内に撮影した正面、上半身及び無帽の名刺版で無台紙のもの。裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。）2枚

7 合格発表 平成15年10月24日（金）に北海道水産林務部森林環境室森林活用課、各支庁経済部林務課及び各森づくりセンターにおいて公表するとともに、合格者に対して合格証書を交付して行う。

8 その他

- (1) 受験及び受験資格の認定申請に必要な用紙は、北海道水産林務部森林環境室森林活用課、各支庁経済部林務課、各森づくりセンターで交付する。
- (2) 送付による受験願書の提出に当たっては、封筒に「林業改良指導員資格試験願書在中」と朱書すること。
- (3) 受験票は、受験者あてに受験票に記載された現住所へ直接送付する。
- (4) 受験地、試験会場について、受験票に記入して送付する。

北海道告示第1304号

北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号）第6条第2項（第19条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、天塩川河口左海岸から正西の線と、浜益郡雄冬岬から正西の線との間における小型機船底びき網漁業（手繰第2種「えびけた網漁業」）について、その許可又は起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

平成15年7月25日

北海道知事 高橋 はるみ

平成15年8月20日から29日まで

北海道告示第1305号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成15年7月25日

S②の地点 S①の地点から方向角349度28分27秒の方向52.88mの地点 S③の地点 S②の地点から方向角79度36分40秒の方向0.61mの地点 S④の地点 S③の地点から方向角349度35分48秒の方向2.60mの地点 S⑤の地点 S④の地点から方向角79度31分08秒の方向6.10mの地点 S⑥の地点 S⑤の地点から方向角349度21分46秒の方向2.00mの地点 S⑦の地点 S⑥の地点から方向角45度09分33秒の方向5.09mの地点 S⑧の地点 S⑦の地点から方向角349度24分55秒の方向4.03mの地点 S⑨の地点 S⑧の地点から方向角73度27分44秒の方向15.28mの地点 S⑩の地点 S⑨の地点から方向角169度27分39秒の方向10.50mの地点 S⑪の地点 S⑩の地点から方向角79度28分43秒の方向89.48mの地点 S⑫の地点 S⑪の地点から方向角349度31分16秒の方向5.00mの地点 S⑬の地点 S⑫の地点から方向角79度27分12秒の方向10.60mの地点 S⑭の地点 S⑬の地点から方向角169度31分16秒の方向5.00mの地点 S⑮の地点 S⑭の地点から方向角79度30分19秒の方向6.20mの地点 S⑯の地点 S⑮の地点から方向角169度28分50秒の方向23.88mの地点 S⑰の地点 S⑯の地点から方向角240度19分54秒の方向94.59mの地点	S⑱の地点 S⑰の地点から方向角349度31分16秒の方向5.00mの地点 S⑲の地点 S⑱の地点から方向角79度27分12秒の方向10.60mの地点 S⑳の地点 S⑲の地点から方向角169度31分16秒の方向5.00mの地点 S㉑の地点 S⑳の地点から方向角79度30分19秒の方向6.20mの地点 S㉒の地点 S㉑の地点から方向角169度28分50秒の方向23.88mの地点 S㉓の地点 S㉒の地点から方向角240度19分54秒の方向94.59mの地点	ア 位 置 紋別郡湧別町字登栄床425番地先の公有水面 イ 区 域 次の①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用） 漁港原点副標 北緯44度10分55秒 東経143度44分46秒 ①の地点 漁港原点副標から方向角18度12分26秒の方向231.25mの地点 ②の地点 ①の地点から方向角356度47分36秒の方向12.37mの地点 ③の地点 ②の地点から方向角86度51分41秒の方向100.01mの地点 ④の地点 ③の地点から方向角176度50度53秒の方向0.80mの地点 ⑤の地点 ④の地点から方向角266度47分53秒の方向0.43mの地点 ⑥の地点 ⑤の地点から方向角176度51分32秒の方向11.57mの地点 ウ 面 積 1,232.23㎡ (4) 埋立てに関する工事の施行区域 ア 位 置 紋別郡湧別町字登栄床425番地先の公有水面 イ 区 域 次のAの地点からDの地点までを順次に結んだ線及びAの地点とDの地点を結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用） 漁港原点副標 北緯44度10分55秒 東経143度44分46秒 Aの地点 漁港原点副標から方向角17度22分29秒の方向223.11mの地点 Bの地点 Aの地点から方向角356度47分39秒の方向26.00mの地点 Cの地点 Bの地点から方向角86度51分42秒の方向112.02mの地点 Dの地点 Cの地点から方向角176度51分37秒の方向26.00mの地点 ウ 面 積 2,912.24㎡ (5) 埋立地の用途 物揚場施設用地及び養殖用作業用地
(イ) 区 域 (2) S⑱の地点 漁港原点から方向角304度01分15秒の方向43.25mの地点 S⑲の地点 S⑱の地点から方向角258度42分15秒の方向87.10mの地点 S⑳の地点 S⑲の地点から方向角348度56分39秒の方向37.60mの地点 S㉑の地点 S⑳の地点から方向角78度42分20秒の方向72.56mの地点 S㉒の地点 S㉑の地点から方向角55度36分38秒の方向24.77mの地点 S㉓の地点 S㉒の地点から方向角168度56分43秒の方向33.01mの地点 ウ 面 積 区域(1) 6,108.87㎡ 区域(2) 3,634.72㎡ 合 計 9,743.59㎡	漁港施設用地	北海道告示第1308号 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。 平成15年7月25日 北海道知事 高 橋 はるみ
2(1) 免許の年月日 平成15年7月25日 (2) 免許を受けた者 ア 氏名又は名称 北海道 イ 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目 ウ 代表者の氏名 北海道知事 高橋はるみ (3) 埋立区域		1 しゅん功認可の年月日 平成15年7月15日 2 しゅん功認可を受けた者 (1) 氏 名 又 は 名 称 北海道 (2) 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目 (3) 代 表 者 の 氏 名 北海道知事 高橋はるみ

3 埋 立 区 域		定した。	
(1) 位 置	静内郡静内町字東静内637番及び642番地先の公有水面	平成15年 7 月25日	
(2) 区 域	次の 1 の地点から15の地点までを順次に結んだ線及び 1 の地点と15の地点とを結んだ線によって囲まれた区域	北海道知事 高 橋 はるみ	
1 の地点	東静内漁港原点（北緯42度17分34秒 3、東経142度27分24秒 6）から方向角333度58分51秒の方向239.41 mの地点	北海道社会貢献賞	
2 の地点	1 の地点から方向角259度08分37秒の方向15.98 mの地点	市（区）町村名	氏名又は団体名 功 績 の 内 容
3 の地点	2 の地点から方向角348度34分44秒の方向0.10 mの地点	稚 内 市	紀ノ国 保 治 生活衛生功労
4 の地点	3 の地点から方向角249度01分41秒の方向29.67 mの地点	函 館 市	渡 邊 孫 良 同
5 の地点	4 の地点から方向角258度57分26秒の方向131.29 mの地点	網 走 市	加 藤 節 男 同
6 の地点	5 の地点から方向角305度57分29秒の方向4.86 mの地点	札幌市 豊平区	大 倉 實 同
7 の地点	6 の地点から方向角35度54分32秒の方向15.20 mの地点	旭 川 市	山 崎 博 幸 同
8 の地点	7 の地点から方向角79度01分45秒の方向89.95 mの地点	札幌市 中央区	新居延 稔 同
9 の地点	8 の地点から方向角342度23分15秒の方向0.26 mの地点	支 庁 告 示	
10の地点	9 の地点から方向角64度16分21秒の方向5.32 mの地点	北海道石狩支庁告示第15号	
11の地点	10の地点から方向角78度56分29秒の方向8.94 mの地点	都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。	
12の地点	11の地点から方向角169度37分58秒の方向1.64 mの地点	平成15年 7 月25日	
13の地点	12の地点から方向角79度03分37秒の方向46.10 mの地点	北海道石狩支庁長 渡 部 道 博	
14の地点	13の地点から方向角169度01分47秒の方向4.10 mの地点	1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 恵庭市西島松248番 2 のうち ほか 7 筆（第 1 - 1 工区）	
15の地点	14の地点から方向角79度02分00秒の方向18.62 mの地点	2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 恵庭市京町 1 番地 恵庭市長 黒氏 博実	
(3) 面 積	2,209.72m ²	3 開発許可年月日及び番号 平成15年 3 月17日 石建指第14 - 1 号	
4 免許年月日及び番号	平成14年 7 月26日 砂防第38 - 13号指令	北海道上川支庁告示第25号	
5 公有水面埋立法第22条第 3 項の市町村名	静内町	北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例（昭和27年 7 月27日条例第67号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり種馬鈴しょ集荷販売業者の登録をした。	
北海道告示第1309号		なお、登録の有効期限は、登録の日からその翌々年の生産種馬鈴しょ取扱終了までとする。	
昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。		平成15年 7 月25日	
平成15年 7 月25日		北海道上川支庁長 青 木 次 郎	
北海道知事 高 橋 はるみ		登 録 番 号	登 録 年 月 日 住 所 氏 名 集 荷 地 域
2 売りさばき人の項株式会社札幌銀行の事項中「同 五稜郭支店」を削る。		上 川 第12号	平成15. 7. 14 富良野市朝日町 2 番10号 ふらの農業協同組合 上富良野町、中富良野町、
公 表		北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決	

富良野市及び
南富良野町

支 庁 公 告

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成15年7月25日

北海道渡島支庁長 前 田 晃

1 業務概要

- (1) 業 務 名 ブラックバス等放流防止啓発事業に係るビデオ制作委託業務
- (2) 業務内容 ブラックバス等に関する各種情報を調査・収集し、写真等を多用して、ブラックバス等が及ぼす影響について視覚に訴え、学校教育の場や遊漁者向けに理解されやすい啓発ビデオを制作する。
- (3) 履行期限 平成15年10月31日

2 参加要件及び受託に際しての条件

プロポーザルの提出者に要求される要件

- (1) 道内業者又は道内に営業拠点を有する業者であること。
- (2) 過去にビデオ制作業務を行った実績を有すること。
- (3) 平成15年7月1日現在において、道税を滞納していない者であること。

3 手続等

- (1) 担当部局 郵便番号 041 - 8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島支庁経済部水産課
電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 2623
ファクシミリ 0138 - 47 - 9210
- (2) 資料の問い合わせ方法
任意の様式で「ブラックバス等放流防止啓発事業に係るビデオ制作委託業務資料請求」と明記の上、(1)あてにファクシミリで請求のこと。
ア 請求期限 平成15年8月8日（金）午後3時
イ 記載事項 企業名、担当者名、連絡先電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレス
- (3) プロポーザルの受領期限、提出場所及び提出方法
ア 受領期限 平成15年8月22日（金）午後3時
イ 提出場所 (1)に同じ。
ウ 提出方法 持参又は配達記録等扱いでの送付に限る。
- (4) プロポーザルについてのヒアリングの実施

プロポーザルの提出期限以降、北海道渡島支庁において、プロポーザル審査委員会を開催し、プロポーザルの内容について、ヒアリングを実施する。詳しい日時については、別途連絡する。

ヒアリングに出席できない場合は、参加意思がないものとする。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 手続における費用の負担 提出業者の負担とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 詳細は、資料請求の後、送付される、プロポーザル説明書によること。

道 帯 広 土 木 現 業 所 告 示

北海道帯広土木現業所告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年7月25日

北海道帯広土木現業所長 秋 山 俊 一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ等 一式（1月当たりの単価）
ノートパソコン 86台
プリンタ（大） 9台
プリンタ（小） 2台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 借 上 期 間 平成15年9月8日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年9月7日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (4) 納 入 場 所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 納入した賃貸借物品に関し、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

北海道帯広市東3条南3丁目1番地 北海道帯広土木現業所企画総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道帯広市東 3 条南 3 丁目 1 番地 北海道帯広土木現業所会議室 (2) 入 札 日 時 平成15年 8 月 8 日 午後 1 時30分 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 6 郵便等による入札 認めないものとする。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 3 に同じ。 (2) 交 付 方 法 3 の場所で交付する。 8 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 入札参加申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。 (1) 提 出 期 限 平成15年 8 月 4 日 (2) 提 出 場 所 3 に同じ。 11 そ の 他 (1) 開札の時に、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった 1 月当たりの契約金額の 105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同事業体である場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同事業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。	(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道帯広土木現業所企画総務部総務課 イ 所 在 地 郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東 3 条南 3 丁目 1 番地 電話番号 0155 - 24 - 3111 内線 4114 (4) この告示の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) この入札の執行は、公開で行う。 (6) 詳細は、入札説明書による。										
道 警 察 本 部 告 示											
北海道警察本部告示第98号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年 7 月25日 北海道警察本部長 上 原 美都男 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品の名称及び数量 <table> <tr> <td>洗濯機</td> <td>6 台</td> </tr> <tr> <td>洗濯乾燥機</td> <td>16台</td> </tr> <tr> <td>モニター</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>テレビ</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>業務用掃除機</td> <td>2 台</td> </tr> </table> (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 日 平成15年 8 月20日 (4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 3 契約条項を示す場所 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 北海道警察本部総務部会計課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 北海道警察本部 1 階入札会場 (2) 入 札 日 時 平成15年 8 月 5 日 午前11時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。		洗濯機	6 台	洗濯乾燥機	16台	モニター	2 台	テレビ	1 台	業務用掃除機	2 台
洗濯機	6 台										
洗濯乾燥機	16台										
モニター	2 台										
テレビ	1 台										
業務用掃除機	2 台										

5 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150号までの定めるところによる。

6 郵便等又は電報による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否
要

10 そ の 他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道警察本部告示第99号

次のとおり指名競争入札により落札者を決定した。

平成15年7月25日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 警察官（男性）用夏服上衣の落札者の決定

- (1) 落札に係る物品等の名称及び数量
警察官（男性）用夏服上衣（長袖） 4,667着
警察官（男性）用夏服上衣（半袖） 2,521着
- (2) 落札を決定した日
平成15年6月6日
- (3) 落札者の氏名及び住所
ア 氏 名 榎本商事株式会社
イ 住 所 札幌市中央区南2条西10丁目3番地1
- (4) 落札金額
50,714,160円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
指名競争入札

2 警察官（男性）用夏服ズボン等の落札者の決定

- (1) 落札に係る物品等の名称及び数量
警察官（男性）用夏服ズボン 4,313本
警察官（男性）用夏帽子 1,100個
警察官（男性）用夏活動帽 1,316個
- (2) 落札を決定した日
平成15年6月6日
- (3) 落札者の氏名及び住所
ア 氏 名 株式会社丸ヨ池内
イ 住 所 札幌市中央区南1条西2丁目18番地
- (4) 落札金額
40,571,601円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
指名競争入札

3 指名競争入札の公示

平成15年北海道警察本部告示第51号

4 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第100号

次のとおり指名競争入札により落札者を決定した。

平成15年7月25日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 警察官（男性）用合服等の落札者の決定

- (1) 落札に係る物品等の名称及び数量
 - 警察官（男性）用合服上衣 2,109着
 - 警察官（男性）用合服ズボン 4,620本
 - 警察官（男性）用合帽子 2,061個
 - 警察官（男性）用合活動帽 1,327個

(2) 落札を決定した日

平成15年6月19日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏 名 株式会社ジーベック

イ 住 所 札幌市中央区北5条西16丁目1番6号

(4) 落札金額

88,351,536円

(5) 契約の相手方を決定した手続

指名競争入札

2 警察官（男性）用合ワイシャツの落札者の決定

- (1) 落札に係る物品等の名称及び数量
 - 警察官（男性）用合ワイシャツ 7,200着

(2) 落札を決定した日

平成15年6月19日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏 名 榎本商事株式会社

イ 住 所 札幌市中央区南2条西10丁目3番地1

(4) 落札金額

39,387,600円

(5) 契約の相手方を決定した手続

指名競争入札

3 警察官（男性）用合活動服の落札者の決定

- (1) 落札に係る物品等の名称及び数量
 - 警察官（男性）用合活動服 2,215着

(2) 落札を決定した日

平成15年6月19日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏 名 株式会社パル

イ 住 所 札幌市中央区北13条西17丁目

(4) 落札金額

34,537,387円

(5) 契約の相手方を決定した手続

指名競争入札

4 指名競争入札の公示

平成15年北海道警察本部告示第60号

5 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第101号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年7月25日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量
 - 音楽隊演奏服（夏服） 30着
 - 音楽隊演奏帽（夏用） 10個
 - 音楽隊マーチング用演奏服 10着
 - 音楽隊マーチング用演奏帽 10個
 - 音楽隊襟章 10個
 - 音楽隊用革手カバー 30双
 - 音楽隊用ベルト（夏用） 10本
 - カラーガード隊演奏服（夏服赤色） 13着

カラーガード隊演奏服（夏服藍色） 13着
カラーガード隊演奏帽（夏用赤色） 7個
カラーガード隊演奏帽（夏用藍色） 7個
カラーガード隊襟章 7個
カラーガード隊用革手カバー 13双

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成15年9月9日

(4) 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年7月25日から31日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場

(2) 入 札 日 時 平成15年8月5日 午後1時30分

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札

保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 郵便等又は電報による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

9 落 札 者 の 決 定 方 法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契 約 書 作 成 の 要 否

要

11 そ の 他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。